

2022(令和4)年12月8日作成

## 法要出勤における新型コロナウイルス 感染症対策ガイドライン

### 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況に鑑み、法要出勤者の健康と安全を確保するため、宗派における「法事・法要厳修のための留意点（ガイドライン）」に基づき本ガイドラインを定めます。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染の動向のほか、国の対処方針の変更や専門家の知見等により、必要に応じ適宜改訂を行うものとします。

### ◎法事・法要厳修のための留意点（ガイドライン）

#### 【感染予防の基本】

- ◎体 調 管 理 毎日、体温を計測 体調を整える
- ◎手洗い・消毒 丁寧な手洗い 共有物を消毒
- ◎飛 沫 防 止 マスクを着用
- ◎席配置の工夫 できるだけ2m(最低1m)間隔をあける
- ◎こまめな換気 1時間に2回以上空気を入れ替える

## 2. 法要出勤者の方へのお願い

### (1) 法要出勤にあたって

●次の項目に該当する者は出勤できないものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症陽性の者もしくは疑いがある状態で、一定の療養期間を経ていない者。
- ② 濃厚接触者に該当する者（罹患者と同居あるいは長時間の接触があった者）。
- ③ 出勤当日、体調不良の症状がある者。

### (2) 出勤当日までに次の①～③に該当する場合は、医療機関を受診し医師の判断を仰ぐこと。

- ① 出勤一週間前から当日までの間に、37.5度以上の発熱や平熱よりも1度以上高い状態が続く場合。
- ② 軽い風邪症状（のどの痛み、せき）及び味覚・嗅覚に違和感がある場合。
- ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

### (3) 出勤当日、体調不良の症状及び受付時の検温の際、37.5度以上の発熱がある場合は、出勤を控えること。

- ① 来山時にはマスクの着用や手指の消毒、他人との接触を控えるなどの基本的な感染予防対策を講じ、控室での滞在時及び法要出仕時には本ガイドラインに記載の事項に則った職員の指示等に従うこと。
- ② 出勤者は上記の対策を必ず確認すること。
- ③ 京都府に緊急事態宣言等が発出・適用された場合、又は医療負荷増大期（レベル3相当）に入った場合には、法要出勤の受け入れを全面的に中止する。

### 3. 法要出勤を受け入れるにあたり

#### (1) 受付時

●法要出勤者の受付時には次のような対策を講じる。

- ① 法要出勤者、職員双方のマスクの着用及び手指の消毒の徹底。マスク不携帯の場合は、その場で配布する。
- ② 検温の実施（37.5度以上の発熱がある場合には、出勤をお断りする）
- ③ 受付後の速やかな移動、間隔を空けて並ぶ等、他の法要出勤者と密を避けるよう留意する。
- ④ 出勤日より3日以内のPCR検査又は2日以内の抗原検査を推奨する。但し、讃嘆衆奏楽員に関しては必ず検査のこと。また、法要期間中に何度か出勤する場合、2～3日毎に検査を要する。（陰性証明有効期限がPCR検査は3日間、抗原検査は2日間の為。）

#### (2) 控室

●控室の利用については不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的かつこまめに行うと共に扉や窓等を解放し外気を取り入れる等、原則として常時換気を行う。また必要に応じて扇風機、サーキュレーターによる換気を行う等、実効的な換気量（20 m<sup>3</sup>/時 以上）を保持できるように努めるほか、接触を抑制する観点から次のような行動に努める。

- ① 同時に多くの人が同一の場所を利用することのないように、控え室では十分な間隔を保つ。又、パーティションの設置などの対応を行い、密になることを避ける。
- ② 消毒液などを設置する。
- ③ 控室では、適切なマスクの正しい常時着用を徹底する。
- ④ 控室では、水分補給以外の飲食を禁止とする。
- ⑤ 飲料水は持参するよう周知する。

### (3) 法要案内時

- ① マスク着用を徹底する。
- ② 入堂前に消毒液による手指の消毒を徹底する。
- ③ 出勤者同士、十分な距離をとれるように整列する。
- ④ エレベーターを利用する際は密にならないように十分に間隔をあける。もしくは数回に分けて利用する。
- ⑤ 移動中の会話は控える。

### (4) 法 要 時

- ① 出勤者が着座した際の間隔は前後約 2 m 程度、左右は約 1 m 程度確保する。
- ② マスク着用の徹底。
- ③ マスク着用下においても咳をする時には下を向く等の咳エチケットを実践する。
- ④ サーキュレーターを用いて換気を徹底する。

### (5) 法 要 後

- ① 控室には長居せず、速やかに着替え等を済ませ、換気のよい場所へ移動するよう心掛ける。
- ② 法要後の宴会や会食等は、京都府の制限に沿い、基本的な感染対策の徹底や飲食店等の利用時の対策に十分注意する。
- ③ 出勤後、3 日以内に感染が確認された場合は式務部まで直ちに連絡する。

## (6) 緊急時の対応

●法要前または法要中に体調不良者及び感染が疑われる人が出た場合、以下のように行い、適切に対応できるように心掛ける。

- ① 自力で帰宅できる状態であれば、速やかに帰宅させる。
- ② 自力で帰宅できない容態であれば速やかに救護テントに案内し医師の指示に従う。
- ③ 関係各所への連絡等については、職員が対応にあたる。
- ④ 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。
- ⑤ 職員によって取得した個人情報の名簿は、漏洩することがないように1か月を目安に適切に管理・保存の上、適切に破棄する。

以 上